

変更届提出書類一覧（介護予防支援）

■届出について

○届出の期限は変更日から10日以内となっています。

○変更項目によって、届出方法が異なります。

・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、予約日に持参してください。

・届出方法が郵送となっている場合は、返信用封筒に切手を貼り付けし、返送先住所宛名を明記のうえ同封してください。

※来庁と郵送・電子申請で異なる届出方法の変更が生じた場合、来庁にて一括で届出ください。(例:事業所移転と管理者の変更等)

※変更内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項（付表） ・運営規程（新） <p>※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のようない場合、事業所番号が変更になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合 	来 庁	<p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の電話番号・FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒（切手貼付）（郵送の場合のみ） ・変更届出書 ・指定に係る記載事項（付表） 	郵 送・ 電子申請 注1	
事業所の所在地（移転）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項（付表） ・運営規程（新） ・事業所付近の地図 ・事業所の平面図（変更前・変更後、各室の用途、面積を明示） ・事業所内外の写真（指定の設備基準として規定されていない箇所は不要） 	来 庁	<p>事前協議が必要ですので、予定される場合は、お早めにご相談ください。</p> <p>補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。</p>
専用区画等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・事業所の平面図（変更前・変更後、各室の用途、面積を明示） ・変更された部分の写真（指定の設備基準として規定されていない箇所は不要） ・変更理由書（様式任意） 	来 庁	<p>事前協議が必要ですので、予定される場合は、お早めにご相談ください</p>
管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒（切手貼付） ・変更届出書 ・指定に係る記載事項（付表） ・職員名簿 ・誓約書 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証（保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員としての業務にも従事する場合に限る。） <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒（切手貼付） ・変更届出書 ・指定に係る記載事項（付表） 	郵 送・ 電子申請 注1	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)</u> ・変更届出書 ・運営規程(新) 	郵送・ 電子申請 注1	
介護支援専門員の氏名及び登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)</u> ・変更届出書 ・介護支援専門員証の写し(8桁番号のわかるもの) ・当該事業所に従事する介護支援専門員一覧 	郵送・ 電子申請 注1	<ul style="list-style-type: none"> ・減少のみの場合、介護支援専門員証の写しは不要です。

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の名称 法人所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)(郵送の場合のみ)</u> ・変更届出書 ・履歴事項全部証明書(写しの場合は原本証明要)※1 ・事業所一覧(参考様式11) ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。 	郵送・ 電子申請 注1	<p>法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。</p> <p>吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。変更届では処理できません。運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください</p> <p>※1:現在事項証明書は不可</p>
法人の 電話番号・ FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)(郵送の場合のみ)</u> ・変更届出書 ・事業所一覧(参考様式11) 	郵送・ 電子申請 注1	<p>※電子申請で届出する場合、変更があった事項を“事業所(施設)の名称”を選択してください。</p>
代表者の氏名、 生年月日、住所 及び電話番号・ FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)(郵送の場合のみ)</u> ・変更届出書 ・履歴事項全部証明書(写しの場合は原本証明要)※1※2 ・事業所一覧(参考様式11) <p>◆代表者の届出は、<u>変更届出書に代表者の氏名、ふりがな、生年月日、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号(ある場合のみ)</u>を必ず記載してください。</p> <p>●電話番号・FAX番号のみの変更の場合は、履歴事項証明書の添付は不要となります。</p>	郵送・ 電子申請 注1	<p>※1:現在事項証明書は不可</p> <p>※2:代表者の住所変更のみの場合は左記に代えて、新住所が確認できる公的な書類(住民票など)の提出でも可能とします。</p>

注1:電子申請にて届出の場合は、変更届出書、指定に係る記載事項(付表)の様式の添付は不要です。

:届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。

(問合せ先) 東大阪市 福祉部 介護事業者課 電話 06-4309-3318